

長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例の 主な改正項目および改正内容

主な改正項目	改正内容
条例名称の変更	条例の名称だけで、意図がわかるようにする
第4条 市民の責務の明確化	抽象的な記載から具体的な事項に変更する
第8条 路上喫煙の制限の改定	努力義務から規制に変更する
禁止行為の追加	重点地区区域内における禁止行為を定める
罰則規定	重点地区区域内に罰則規定を設ける
重点地区の指定	重点地区の指定に関する理由を変更する

条例改正におけるポイント①

条例の名称変更

☆検討案 「道路上における喫煙」の文言を含める

長野市ポイ捨て及び道路上における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例

第4条 市民等の責務（現行） ⇒ 改正する

自ら環境美化に関する意識を高め、美化活動等を行うように努める。
市が実施する施策に協力するよう努める。

☆検討案 責務をより具体的に明記する。

（例）

- ・公共の場所において、自ら生じさせた空き缶等は持ち帰り、又は回収容器に収納すること。
- ・道路上で喫煙をする場合において生じた吸い殻は吸い殻入れ等により持ち帰り、又は設置されている吸い殻入れに収納すること。
- ・たばこの火を適正に管理するとともに、周囲の者に対する安全の確保に努めなければならない。

条例改正におけるポイント②

第7条 ポイ捨ての禁止（現行） ⇒ 変更なし

市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

第8条 路上等における喫煙の制限（現行） ⇒ **改正する**

市民等は、たばこの吸い殻の散乱を未然に防止するため、次の各号のいずれかに該当するときは、**路上、公園その他の屋外の公共の場所において喫煙しないよう努めなければならない。**

- (1) 歩行しているとき又は自転車等に乗車しているとき
- (2) 灰皿等の吸い殻入れが設置されていない場所で吸い殻入れを携帯して
いないとき

- **☆ 検討案** ⇒ **見出し** 道路上等における喫煙の**禁止**
条文 ~喫煙をしてはならない。

規制する区域 ⇒ **市内全域とする**

道路など屋外の公共の場所における火傷や中山間地での山火事等の恐れが懸念されるため

条例改定におけるポイントと主要内容③

第11条 重点区域の指定（現行）⇒ 改正する

ポイ捨てを防止するため、重点区域を指定することができる。

☆検討案 ⇒ ポイ捨て及び道路上における喫煙等を防止するため

重点地区内における禁止行為（追加）

指定された場所以外での喫煙の禁止（道路上喫煙の禁止）及び罰則規定

- （例）
- ・重点地区内において、空き缶等または吸い殻等をみだりに捨ててはならない
- ・重点地区内において、指定された喫煙場所以外の場所で喫煙をしてはならない。
- ・第〇条の規定に違反した者は、〇〇〇〇円の過料に処する。

重点地区の指定の考え方

市民生活の拠点や観光客の起点等となるエリアを中心に、地元及び関係諸団体と協議し指定する。

指定範囲は、**原則、道路等の公共用地**とする。ただし、民地については土地所有者等との協議によってはこの限りではない。

改正に向けた課題

「たばこ」及び「喫煙」の定義

- ・法律では ①燃焼により使用する製造たばこ = 紙巻たばこや葉巻
②燃焼以外の方法により使用する製造たばこ = **電気加熱式たばこ等**
- ・「たばこ」及び「喫煙」の定義を明確にし、**対応を検討**する必要がある。

「喫煙場所」の設置基準等

- ・**喫煙所、喫煙スペース等の定義**および**基準等を明確**にし、喫煙者へ配慮しつつ**対応を検討**する必要がある。

現在、市が設置している喫煙所は長野駅東口・善光寺口の2箇所のみ

民地内にある喫煙所、喫煙スペースへの対応 ⇒ 指定または撤去依頼など

- ・市内全域が規制対象のため、**喫煙場所の掲示および周知方法**について検討する必要がある。

条例改正の周知および徹底

- ・条例改正後の**事前周知**および施行後の周知方法
- ・条例施行後の**実効性の確保**

今後のスケジュール

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
▲ (7/6) 審議会 ・諮問 ・改正 検討	▲ 審議会 ・素案 検討		▲ (中旬) 審議会 ・答申案 検討 △ 答申					
		↔ 市民意見 募集			↔ 12月 議会	↔ 事前周知期間		

新条例施行時期(予定)
平成30年(2018年)4月